

第五章 時間制

(時間制)

第三十九条 弁護士は、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第二章ないし第四章及び第七章の規定によらないで、一時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受け得ることができる。

- 2 前項の単価は、一時間ごとに一万円以上とする。
- 3 弁護士は、具体的な単価の算定にあたり、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮する。
- 4 弁護士は時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができる。

旧会規三六条に対応する。

1、一項

時間制の定義を定める。

依頼者との協議により、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、日当の代

わりに一時間当たりの適正妥当な委任事務処理の単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む）を乗じた額を弁護士報酬として受けることである。

移動に要する時間を含むとしたのは、着手金を受領した場合の日当には、移動に要する時間が含まれないからである。

また、第三章によらないで着手金を受け取らず、時間制による弁護士報酬を利用したときには事件等が終了した場合に報酬金を受領することはできないと解される。

なお、初回市民法律相談料との関係で、一般的の事件について時間制を採用していないにもかかわらず、初回市民法律相談の依頼がなされたときに時間制を申し出るようなことは謹むべきである。

2、二項

最低額は一時間ごとに一万円以上である。旧規定は三〇分単位で五、〇〇〇円以上としていたのを一時間単位とした。

上限の設定については、今回の改正では見送られた。今後の改正に当つては上限の設定もあり得るものである。

3、三項

一般に時間制において考慮されている単価の設定要素を示すもので、新設の規定である。

4、四項

時間制報酬の実態に照らし、予め、依頼者から時間制報酬を預かることができるることを規定し

たもので、新設の規定であり、四条の特に定めのあるときに該当する。

第六章 顧問料

（顧問料）

第四十条 顧問料は、次表のとおりとする。ただし、事業者については、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができる。

事業者	月額五万円以上
非事業者	年額六万円（月額五、〇〇〇円）以上

2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とする。

3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員の法律相談、株主総会の指導又は立会、講演などの業務の内容並びに交通費及び通信費などの実費の支払につき、弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定する。